

○愛西市都市計画審議会条例

平成 1 7 年 7 月 1 日

条例第 1 5 2 号

改正 平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 条例第 4 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 7 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、愛西市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、愛西市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会の議員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例が公布された最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月25日条例第42号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。